

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

出版を通じて社会活動に参画し、その発展に貢献しようとする当社の行動は、何よりも社会規範に沿ったものでなければなりません。したがって、規範に則った経営意思決定や執行・監督に係わる組織管理体制を企業統治の基盤として確立し、株主、取引先、顧客、従業員等すべてのステークホルダーの信頼に添えていくことが肝要であります。そのためには、経営へのチェック機能を充実させて会社の透明性を保持し、法令遵守と企業倫理の向上に努めることが基本であると考えております。

また、これらの実効性確保のため、当社は、取締役会において十分な議論を尽くすことにより取締役相互の監視を行うこと、監査役制度の機能の充実、執行役員制度による権限委譲と責任の明確化、株主総会等における情報提供の強化を今後の企業統治の中心的な課題として取り組んでいく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本時男	476,880	10.84
株式会社プランニングセンター	380,000	8.64
Black Clover Limited	262,200	5.96
株式会社トリプルA	254,500	5.79
株式会社インターパプーイーストアジア	251,000	5.71
株式会社TOKIOコーポレーション	200,000	4.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	159,700	3.63
山本浩平	142,832	3.25
平山満紀	101,456	2.31
重田光時	99,900	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

9 月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松尾 武	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 武	○	—	元NHK出版の代表取締役として培った経験と高い見識に基づき、また当社における社外監査役の経験から、社外取締役として独立性を保ちながら、当社の重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門との連携につきましては、内部監査計画策定時に意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めるとともに、内部監査部門は監査役会に対して内部監査結果の報告を行っております。

内部監査部門、監査役及び会計監査人との連携につきましては、随時、会計監査人との会合を行い、監査計画及び監査報告書を受領し、それぞれにつきその都度説明を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口昭男	他の会社の出身者													○
成澤和己	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口昭男	○	――	元岩波書店の代表取締役であり、長年の出版業界での経験と経営者としての高い見識に基づき、社外監査役として独立性を保ちながら、経営上の監視と有用な助言が期待できるものと考えております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
成澤和己		――	公認会計士、金融庁参事として財務、会計などの企業実務に関する高度な知識をもとに、適切な助言が期待できるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の体制の出版業界になじまないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社の役員報酬は、月例定額報酬としております。その額の決定は、当社の事業規模、業績並びに各役員の役位等を基に、株主総会において決議された役員報酬の報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定することにしております。

第79期の取締役に対する支払報酬総額 57,561千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のための専従スタッフは配置しておりませんが、社外役員のサポートは社長室が担当し、取締役会その他重要な会議の日程調整、資料の事前配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、当社の規模からみて、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断して監査役会設置会社を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会については、経営上の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化のため、社外取締役1名を含む取締役4名で構成しており、当社の最高意思決定機関として、経営の重要な事項及び法令に定められた重要事項の決定、当社及び子会社の業務執行状況の確認を行っております。

取締役会は、原則毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、監査役も出席しております。取締役会は経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反がないよう審議しております。職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの観点から経営内容のチェックを行っております。

このように重要事項を取締役会で合議の上決定しますので、衆知を集めて慎重な意思決定ができていますと判断しております。

また、当社は業務執行の強化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役、執行役員、子会社の取締役及び監査役が参加する総合役員会を原則四半期ごとに開催し、職務に関する執行状況の報告、必要な情報の収集及び共有を図っております。

当社は、平成22年12月16日より、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、取締役会、臨時取締役会及び総合役員会等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び子会社の取締役の職務執行の監督、当社及び子会社の業務、財産状況の調査を主な役割としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会は、重要な経営事項に対する迅速な意思決定、判断を行うため、社内及び出版業界の事情に精通した取締役、社外取締役で構成しております。さらに、審議事項によっては、執行役員及び子会社の取締役の意見や社外有識者の助言を求め、経営に生かすこととしております。

また、経営監視機能という観点からは、監査役3名のうち独立性の高い社外監査役2名を選任しております。社外監査役が取締役会、臨時取締

役会及び総合役員会等の重要な会議への出席や監査役監査を実施することにより、経営監視機能は確保されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日：平成28年12月16日（金曜日） 招集通知発送日：平成28年12月1日（木曜日）
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は9月30日であり、株主総会集中日と重ならず、多くの株主が株主総会に出席できる環境であると考えております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。 http://www.chuokezai.co.jp/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及びそれ以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を随時掲載しております。 http://www.chuokezai.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社ホームページを有効に活用して広く情報を提供してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務執行の健全性及び透明性を維持するため、取締役会規程、職務分掌・権限規程、稟議規程等の各種規程を整備しており、業務運用手順と職務権限を明確にして日常業務の運営を行っております。また、当社は業務運営箇所が1つにまとまっていることから、取締役が業務部門・管理部門の業務執行状況を直接監督できる状況にあります。

その上で、内部監査室による内部統制の整備状況・運用状況について定期的にテストが行われ、結果については、監査役会、取締役会等にて報告しております。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業がその存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠との認識に立ち、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に務めております。

(2) 当社は、代表取締役社長直結の内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正、妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度、組織、諸規則が適正、妥当であるかを調査、検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上に努め、監査結果を取締役会及び監査役会に報告しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、当社保有の情報資産を適切に保護するための必要な方針を定め、法令及び社内諸規程等に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的な媒体に記録、保存、管理しております。

(2) 取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて、常時、閲覧することができます。

3 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 当社グループの経営上の多様なリスクに適切に対応するため、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い、必要な対応策を講じる体制を構築します。

(2) リスク管理組織としては、当社グループを統括する組織、合議体と各部門リスクを管理する体制を構築し、各種のリスクに応じた管理規程、ガイドライン等を作成し、運用状態の検証を通してリスクコントロールの徹底を図ります。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

(2) 取締役会は、当社の中期経営計画及び年度予算を決定し、その執行状況を監督します。また、取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告します。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌・権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続の詳細について定めております。

5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

(1) 子会社の業務の統括的な管理は、子会社管理担当取締役の所管のもと、事業内容、業績の定期的な報告及び重要案件の事前協議を行います。また、取締役、執行役員、子会社の取締役及び監査役が参加する総合役員会を原則四半期ごとに開催し、職務に関する執行状況の報告、必要な情報の収集及び共有を図っております。

(2) 親子会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、報告、連絡体制を整備し、親会社管理部門の適時の点検、調査を行います。

6 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

(1) 当社の規模、内容等から、当面監査役の職務を補助する専任スタッフは設置せず、社長室にて対応します。

(2) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な期間、必要な人員を配置します。

7 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助する従業員の職務執行については、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。

(2) 監査役を補助する従業員の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重します。

8 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役又は従業員は、監査役に対して、法定の事項、会社経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令違反、定款違反、法令遵守に関わる内部情報の状況及び内容、その他法令遵守上重要な事項を速やかに報告します。

(2) 報告する事項及びその方法については、取締役会と監査役会の協議によるものとします。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、年間計画に基づき取締役と重要課題等について意見交換を行っております。

(2) 監査役は、内部監査室と定期的な会合を持つほか、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、取引等の防止に努めるとともに同勢力からの不当要求には断固として拒絶します。

2 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

当社は、窓口を社長室担当役員にし、顧問弁護士を公益通報者保護規程の外部相談窓口として置いております。また、地域を管轄する警察署との連携を密に行い、適宜、担当警察官に社内講演をしていただいております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1 当社の社内体制

当社の適時開示に関する業務は、社長室担当役員が情報開示担当として統括の下に、社長室が実務を行っております。

2 決定事実に関する情報

取締役会の決議事項については、社長室が招集通知を作成し、出席者に連絡をいたします。当日は、社長室担当者も取締役会に出席し、内容を確認し、開示の必要性の判断をいたします。開示が必要な場合は、取締役会決議後、情報開示担当役員の承認を得て、社長室担当者が速やかに開示の手続を行います。

3 発生事実に関する情報

当社は、毎月開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会のほか、原則四半期ごとに開催される総合役員会（構成員：取締役、執行役員、子会社の取締役及び監査役）があります。総合役員会では、各社、各部の重要事項の報告と検討が行われ、開示が必要と判断した事項は、情報開示担当役員の承認を得て、社長室担当者が速やかに開示の手続を行います。

4 決算に関する情報情報開示

決算に関する事項は、財務部次長が取締役会で報告します。承認を得た決算に関する事項で開示が必要なものは、情報開示担当役員の承認を得て、速やかに社長室担当者が手続を行います。

5 子会社に関する情報

子会社に関する情報は、取締役会にて子会社担当役員より、また総合役員会にて子会社の取締役より必要事項が報告されます。開示が必要なものは、情報開示担当役員の承認を得て、社長室担当者が開示の手続を行います。



